

新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者に対応した 介護サービス事業所・施設の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護 サービスの提供では想定されないかかり増し費用を支援します

※申請書等は

介護情報サービスかながわの書式ライブラリー
19. 補助金・助成金等に掲載

<https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1101&topid=28>



新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の サービス提供体制確保事業費補助金

コロナの陽性者や濃厚接触者が発生した場合など、通常の介護サービスの提供時では想定されない費用を対象とします。

対象事業所

神奈川県内（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市以外）に所在する介護サービス事業所（施設・在宅系）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅で、次のいずれかに該当する事業所

ア 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む）
 ①利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等
 ②濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所
 ③県又は保健所を設置する市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所
 ④感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等
 ⑤病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等

イ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所

ウ 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等

対象経費の例

- 1 コロナの陽性者等が発生した事業所でかかった経費
 - ① 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保
緊急雇用にかかる費用、職員への割増賃金の支給、職員への時間外や休日手当等の諸手当、（コロナ手当・危険手当）の支給
（さかのぼってコロナ手当・危険手当を支給した場合も対象になります）、人材派遣業者や職業紹介業者への手数料、損害賠償保険への加入、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、
 - ② 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用
 - ③ 感染性廃棄物の処理費用
 - ④ 在庫の不足が見込まれる衛生用品（マスク、手袋等）の購入費用
- 2 通所系サービスが訪問によりサービス提供した場合の費用
緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入、代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等用のタブレットリース費用（通信費除く）

対象経費の例	<p>3 一定の要件に該当する自費検査費用（要領別添1参照）</p> <p>4 施設内療養に係る費用 施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない追加的な手間について、施設内療養者一人あたり15万円まで補助（要領別添2参照） ※令和4年1月以降は条件により上限30万円</p> <p>5 コロナの陽性者等が発生した事業所を支援した事業所でかかった経費 ・感染が発生した事業所等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保費用 ・感染が発生した事業所等への介護人材の応援派遣のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費</p>
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ■ サービス類型毎の上限額の枠内で申請可能（10/10補助、自己負担なし） 『例）通所介護53.7万円、訪問介護32万円、特養3.8万円×定員数

申請方法

1. 支援の対象経費などについて確認

コロナ対応でかかった経費について確認し、申請額を算定します。

- 令和3年4月1日以降に発生した経費（令和3年度末まで）が対象となります。
- 感染者や濃厚接触者が発生した日以降に、コロナ対応でかかった経費等が補助対象となります。
- 実績報告時に支出内容の確認ができる領収証等の書類の添付が必要です。
- サービスごとに補助上限額が決まっていますが、クラスターが発生した場合や、複数回の感染が発生した場合には相談に応じます。
- サービスごとの問合せ先に電話で連絡し、補助対象となることを確認してください。

2. 申請書等を作成



- 介護情報サービスかながわに掲載している①要綱様式1～3、②歳入歳出予算書の抄本、③要領別紙1・2（必要に応じて別添資料1・2も）を作成し、次の宛先へ電子メールで送信してください。
○介護情報サービスかながわ <https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1101&topid=28>
○様式提出先 zaitaku-shidou.d3bx@pref.kanagawa.lg.jp

3. 交付申請



- 提出していただいた2.申請書等の内容を県で確認します。
確認後、県の担当者から電話連絡をしますので、案内に従い交付申請書を郵送してください。
送付先：〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県福祉子どもみらい局高齢福祉課 宛

4. 申請確認、交付決定



- 県が申請内容を確認し、補助金交付決定通知書が送付されます。

5. 実績報告



- 事業完了日から1ヶ月以内（または令和4年3月31日まで）に、県へ所定の様式により実績報告及び口座情報を提出してください。
- 実績報告後、補助金が交付されます。

お問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局高齢福祉課

電話番号 045-210-1111(代表)

(総合事業)企画グループ 内線4838

(特養、短期入所、養護、軽費) 福祉施設グループ 内線4853

(老健、居住系) 保健・居住施設グループ 内線4859

(通所系、多機能型、訪問系)在宅サービスグループ 内線4840